

第3章

中期的な推進方向

第3章 中期的な推進方向

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症という新たな危機の発生が、道民の生活や経済、産業、地域づくりなど、様々な分野に影響を及ぼす中、世界規模での人やモノの流れの抑制に伴う課題が表面化するとともに、東京圏への一極集中などといったこれまでも認識されていた課題が、より顕在化してきました。

一方、新型コロナウイルス感染症への対応の中で、人々の考え方や行動に変化が生じ、距離や地域構造などといった、これまで本道にとってハンディとなっていたものが新たな価値として再認識されているほか、国際的なサプライチェーン*の再編や、脱炭素化*の動きなど、社会が大きく変革する兆しが見えはじめています。

このような時代の大きな流れに的確に対応し、計画のめざす姿である『輝きつづける北海道』を実現するため、現行の政策の位置づけの明確化や重点化、新たな課題への対応、横断的・総合的な政策の推進など、今後の政策展開を図る上で重視すべき視点を明らかにして、取組を進めていきます。

2 中期的な推進方向

『輝きつづける北海道』をめざして ～重視すべき視点～

危機に対する強靱な社会を構築	様々な危機を克服し、弾力的に対応できる強靱で柔軟な社会の構築
北海道の真価の発揮	ハンディから転換した強みや、食・観光の価値のさらなる向上など、北海道の真価の最大限の発揮
社会の変革への挑戦	世界全体で取り組むべき課題や未来の兆しの本格化など、コロナ以前への回帰を超えて、社会変革に挑戦

(1) 危機に対する強靱な社会を構築

(背景)

ポストコロナにおいては、短期的な効率性や利益の重視といった判断基準を超えて、危機発生時に機能の維持を可能とする柔軟性の向上や機能喪失を回避する手段の確保、さらには機能の不全から早期に回復する復元力の底上げといった視点による社会づくりなど、持続可能な社会システムとするための取組が必要となります。

(推進方向)

感染拡大防止と社会経済活動の両立が可能となる強靱な社会システムの構築をはじめ、様々な危機に対する脆弱性を克服し、弾力的に対応できる強靱で柔軟な社会の構築を進めます。

(2) 北海道の真価を発揮

(背景)

新型コロナウイルス感染症の影響による人々の考え方や行動の変化により、北海道の広域分散型の地域構造や首都圏からの距離の遠さという、これまでハンディとなっていた特徴がリスク分散の受け皿といった新たな価値として再認識され、移住・定住や企業誘致などにおいて、その価値をこれまで以上に発揮することが可能となりました。

潜在力や競争力を有している食や観光については、高付加価値化を図るための取組や北海道ブランドの強化などが必要です。また、北海道の基幹産業である農林水産業については、世界的な人口増加により食料需給のひっ迫が懸念される中、我が国最大の食料供給地域として、引き続きその潜在力を最大限に発揮し、食料自給率の向上に一層貢献していくためにも、生産性・収益性の向上などをめざした取組が必要となっています。

(推進方向)

感染拡大に伴う人々の価値観などの変化により、ハンディから転換し、新たな強みとなった価値の創造に加え、従来から認識されていた食・観光の価値のさらなる向上など、北海道の真価が最大限に発揮できるよう取り組みます。

(3) 社会の変革に挑戦

(背景)

IoT^{*}やAI、ロボットなどの技術の活用が進み、第4次産業革命と呼ばれるイノベーションの大きな波が生まれています。国は、こうした新たな技術の社会実装を進め、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムによって、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会「Society5.0^{*}」を実現することとしています。北海道においても、このような社会変革の動きに対応した取組が必要です。

また、ヨーロッパなどでは、気候変動問題に対応するため、脱炭素化^{*}やサステナビリティ(持続可能性)に重点を置いた新型コロナウイルス感染症からの復興「グリーン・リカバリー」の動きが見られ、我が国においても脱炭素に向けた動きが本格化するなど、危機感の共有による世界的な課題への取組が動きはじめています。

(推進方向)

世界全体で取り組むべき課題や未来の兆しの本格化など、コロナ以前への回帰を超えて、価値観の再構築を図り、社会変革に挑戦します。

第4章

政策展開の基本方向

第4章 政策展開の基本方向

計画の「めざす姿」を実現するためには、道民全体で将来のイメージを共有するとともに、多様な主体と連携・協力しながら、体系的に政策展開を図っていくことが必要です。

本章では、道が道民とともに進める政策展開を3つの「分野」、それぞれ7つの「政策の柱」に区分し、柱ごとに「現状・課題」と「政策の方向性(■)」を示しています。また、政策の目標や、その達成状況がわかりやすいよう、「政策の方向性(■)」ごとに指標を設定します。

大項目 (分野)

中項目 (政策の柱)

1 生活・安心

いつまでも
元気で心豊かに
安心して暮らす

- (1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進
- (2) 安心して質の高い医療・福祉サービスの強化
- (3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承
- (4) 環境負荷を最小限に抑えた持続可能な社会の構築
- (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- (7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮

2 経済・産業

本道の強みを
活かし持続的な
経済成長を実現する

- (1) 農林水産業の持続的な成長
- (2) 本道の優位性を活かした力強い地域産業の創造
- (3) 中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生
- (4) 新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進
- (5) 海外の成長力を取り込んだ経済の持続的発展
- (6) 道民をはじめ国内、そして世界中から愛される「観光立国北海道」の実現
- (7) 良質で安定的な雇用の場づくりと産業人材の育成・確保

3 人・地域

地域を支える
人と基盤を創る

- (1) 協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築
- (2) 北海道の未来を拓く人材の育成
- (3) だれ一人取り残さない、だれもが活躍できる社会づくり
- (4) ふるさとの歴史・文化の発信と継承
- (5) 世界に飛躍するスポーツ王国北海道の実現
- (6) 連携・協働・交流による未来に向けた地域づくり
- (7) 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備

小項目（政策の方向性）

- (1) ■結婚や出産の希望をかなえる環境づくり ■安心して子育てできる社会の形成
■地域全体で子どもを見守り育てる社会づくり
 - (2) ■将来にわたり安心できる地域医療の確保
■高齢者や障がいのある方々などが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の形成
■道民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの推進と疾病の予防
 - (3) ■豊かな自然の価値・恵みの保全と次代への継承
■人と自然・生き物が共生する社会づくり
 - (4) ■多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化※ ■森林等の二酸化炭素吸収源の確保
■気候変動の影響への適応策の推進 ■北海道らしい循環型社会の形成
 - (5) ■道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり
■豊かな食生活を実現する食の安全・安心の確保 ■人々が互いに尊重しあう社会づくり
 - (6) ■防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上
■災害に強い地域づくりの推進
 - (7) ■大規模自然災害に対する北海道自らの脆弱性の克服
■被災リスクの最小化に向けたバックアップ機能の発揮 ■感染症に強い強靱な社会の構築
-
- (1) ■潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり
■水産物の安定供給を担い地域を支える活力ある水産業・豊かな漁村づくり
■林業・木材産業の振興を図り、資源の循環利用を進める森林づくり
 - (2) ■高い付加価値を生み出すものづくり産業の振興 ■地域資源を活かした食関連産業の振興
■本道の立地優位性を活かした企業誘致の推進
 - (3) ■地域の経済・雇用を支える中小・小規模企業の振興
■住民の暮らしを支える地域商業の活性化 ■地域の安全・安心に欠かせない建設産業の振興
 - (4) ■健康長寿・医療関連産業の創造
■新エネルギー※の開発・活用促進や環境・エネルギー産業の創造
■本道の活性化に役立つ科学技術の振興
 - (5) ■アジアなど海外への北海道産食品の輸出拡大
■海外展開によるビジネス創出と海外からの投資の促進
 - (6) ■「観光立国北海道」の再構築
 - (7) ■雇用の受け皿づくりと産業人材の育成・確保
■多様な働き手の就業支援と就業環境の整備
-
- (1) ■地域で互いに支え合うまちづくりの推進
■北海道のポテンシャルを活かした移住・交流の促進
 - (2) ■ふるさとへの誇りと愛着を育み、これからの北海道を担う人づくり
■グローバル化に対応した世界で活躍できる多様な人材の育成
■次代の社会を担う子ども・青少年が健全に育成される環境づくり
 - (3) ■意欲と希望のある高齢者や障がいのある方々の活躍促進
■社会のあらゆる分野で女性の力が発揮できる環境づくり
 - (4) ■北海道独自の歴史・文化の発信と次代への継承
■先人から受け継いだ財産を活かした新たな展開
■生活に潤いと豊かさをもたらす芸術文化の振興
 - (5) ■地域スポーツ活動の推進と環境の充実
■世界の舞台で活躍するトップアスリートの育成
 - (6) ■個性と魅力を活かし様々な連携を進める地域づくり
■国際交流と多文化共生の推進 ■北方領土の早期返還と隣接地域の振興
 - (7) ■産業活動や暮らしを支える社会資本の戦略的・効率的な整備
■連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成
■地域の可能性を広げるデジタル・トランスフォーメーション※の推進

(1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進

将来像 ① 子育て

現状・課題

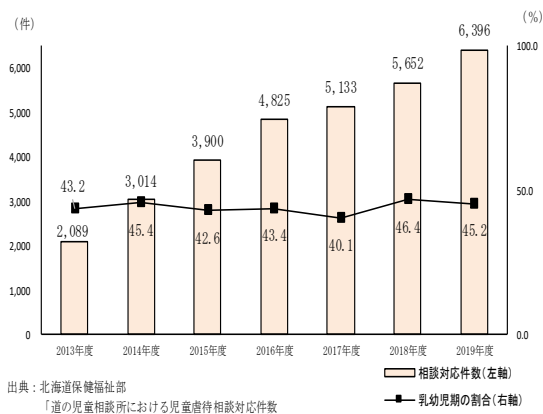
・ 2019(令和元)年における本道の合計特殊出生率[※]は、東京都、宮城県に次いで全国で3番目に低い状況にある。また、いずれは結婚しようと考えている未婚者の割合は、男性、女性ともに高い水準にあるが、未婚率、平均初婚年齢については、ともに上昇する傾向にある。

- ・ 出産年齢が上昇傾向にある中、リスクの高い妊産婦や新生児に対する高度な医療が求められているが、産科医師の減少や地域偏在などにより、身近な地域における安全で安心な妊娠・出産が困難になっている。また、不妊に悩む方が増加しているが、治療には費用と心身両面で大きな負担を伴う。
- ・ 働く女性が増加する中、待機児童[※]の解消が図られていない状況にある。
- ・ 理想の子どもの数より実際に持つ子どもの数が少ない理由に、経済的な理由が最も多く挙げられており、育児や仕事への負担を理由とする回答を大きく上回っている。
- ・ 児童虐待相談対応件数が増加し、そのうち約4割が乳幼児期に発生している。

理想の子どもの数を持つことができない理由

子育てや教育にお金がかかるから	36.5%
自分の仕事に差し支えるから	21.3%
高年齢で生むのはいやだから	18.7%
健康上の理由から	12.4%
これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	11.7%
ほしいけれどもできないから	10.3%
子どもがのびのび育つ環境ではないから	10.1%

北海道における児童虐待相談対応件数



政策の方向性

■ 結婚や出産の希望をかなえる環境づくり

- 結婚や出産を望む方々の希望がかなえられるよう、結婚支援や結婚・出産・家庭に対するポジティブイメージを醸成するとともに、若い世代からの少子化問題や子育てなどに関する意識醸成を図り、将来に夢や希望をもてる環境づくりを社会全体で推進します。
- 身近な地域で安心して妊娠・出産できる環境づくりに向け、妊娠期から出産期にわたる様々な相談体制の充実を図るとともに、経済的な負担の大きい特定不妊治療[※]への支援を行います。
- 安心して妊娠・出産できる医療体制の構築に向け、周産期医療体制の確保について関係機関と連携しながら取り組むとともに、助産師外来[※]の開設など機能を補完する取組を進めます。

■安心して子育てできる社会の形成

- 教育・保育の一体的提供を促進するとともに、小規模保育や家庭的保育など多様な保育サービスの充実により、都市部などにおける待機児童[※]の解消を図ります。
- 保育士などの養成や確保を推進するとともに、資質の向上を図ります。
- 多様で柔軟な働き方の拡大などによる仕事と子育てを両立するための職場環境づくりや子育てに配慮した公営住宅の整備の促進など、子育て支援の充実を図ります。
- 子育て世帯の負担軽減に向け、保育料や教育費、子どもの医療費など、様々な経済的負担の軽減に向けた取組を推進します。
- 子育てに関する相談対応などを行う地域子育て支援拠点[※]や放課後児童クラブなどの計画的な整備を進めます。
- 小児救急医療提供体制の充実など、子育て中の医療面での不安に対応できる環境づくりを推進します。

■地域全体で子どもを見守り育てる社会づくり

- 家庭での適切な養育を受けられない子どもが家庭的な環境のもと、安定した人間関係の下で安心して養育されるための支援の充実を図ります。
- 貧困の状況にある子どもが健やかに成長できる環境の整備や教育の機会均等を図るため、相談支援体制の充実を図るとともに、教育支援、生活支援、親への就労支援、経済的支援等の取組を進め、子どもの貧困対策を総合的に推進します。
- 児童虐待のない社会の実現に向けて、関係機関や地域と一体となって、虐待の未然防止のための見守り機能の強化や早期発見、早期対応などに取り組みます。

指 標

指標名	現状値	目標値
● 合計特殊出生率 [※]	1.27(h26) 〈全国平均値 1.42〉	→ 全国水準(r7)
● 保育所入所待機児童数	182人(H26)	→ 0人(R6)
● 小児科医師数(小児人口1万人当たり)	16.1(h26) 〈全国平均値 18.4人〉	→ 全国平均値以上 (r7)
● 里親及びファミリーホームへの委託の割合	24.6%(H26) [旧基準]	→ 現状(H30・32.7%) から増加(R7) [新基準]

※新基準の現状値は 26.9%(H26(2014)年度)

(注)現状値及び目標値の「H」「R」は年度、「h」「r」は年を示す。

関連するSDGsの目標



(2) 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化

将来像 **2** 安全・安心

将来像 **7** 地域

現状 課題

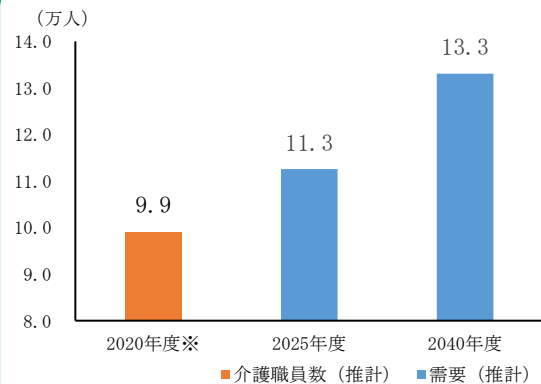
- 保健医療サービスに関わる人材は年々増加しているが、医師の第二次医療圏※ごとの数(人口10万人当たり)では、全国平均を大幅に上回る上川中部圏、札幌圏を除く19圏域で全国平均を下回るなど地域偏在が著しく、特に産科医、小児科医の不足が顕在化している。また、医師だけでなく、看護師についても地域偏在が著しい状況にある。
- 高齢化の進展などにより、身近な地域での支援体制の整備が求められているが、介護人材は他職業に比べて入職率・離職率がともに高く、労働移動が激しいことから、2012(平成24)年度以降は有効求人倍率が1倍を超える状況が継続するなど、人材不足が慢性化している。
- 道民の平均寿命は、生活環境の改善、医学の進歩や生活習慣の改善などを背景に、年々伸びているが、一方で、肥満者の割合や喫煙率は、全国に比べて高くなっている。

第二次医療圏別人口10万人対医師数(平成30年末)

	圏域名	人口10万人 対医師数(人)	全国平均比(%)
1	上川中部	351.6	144.6
2	札幌	293.4	120.7
	全国平均	246.7	101.5
	全国平均	243.1	100.0
3	中空知	238.4	98.1
4	南渡島	233.8	96.2
5	西胆振	214.9	88.4
6	後志	213.3	87.7
7	上川北部	188.7	77.6
8	十勝	184.8	76.0
9	北空知	181.1	74.5
10	釧路	176.2	72.5
11	南空知	169.3	69.6
12	東胆振	164.6	67.7
13	北網	158.0	65.0
14	遠紋	145.3	59.8
15	留萌	138.4	56.9
16	富良野	130.6	53.7
17	北渡島檜山	120.8	49.7
18	南檜山	113.2	46.6
19	宗谷	104.3	42.9
20	日高	101.4	41.7
21	根室	96.1	39.5

出典：北海道保健福祉部「北海道の医師確保対策について」

介護人材の需給推計(北海道)



出典：北海道保健福祉部「第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」
※介護職員実態調査による介護職員数の推計

政策の方向性

■ 将来にわたり安心できる地域医療の確保

- 道民が住み慣れた地域で将来にわたって必要な医療を安心して受けられるよう、将来人口推移による医療ニーズの変化を踏まえながら、患者の状態に応じた高度急性期から慢性期までの病床機能の分化及び在宅医療の充実など、バランスの取れた地域医療提供体制の整備を進めます。
- 道内三医大*と連携した地域への医師派遣機能の充実や医療スタッフの離職防止・復職支援などの即効性のある対策から、医大における地域枠制度の安定的な運営による医師の養成や職業体験を通じた医療人育成などの中・長期的な対策まで、総合的な医療従事者の確保対策を進め、地域の医療を担う医師、看護師などの地域偏在を解消し、必要な医療スタッフの確保に取り組みます。
- 初期救急医療から入院を要する救急患者に対応する二次救急医療、重症・重篤な救急患者に対応する三次救急医療の体系的な整備を進めるとともに、ドクターカー*の導入やメディカルウイング*とドクターヘリ等との効果的な連携など救急医療体制の充実を図ります。
- 遠隔医療による地域の医療機関への支援や、病院・診療所間や医療機関と介護施設などとの間での切れ目のない情報の連携を可能とするなど、医療に関する情報化を推進します。

■高齢者や障がいのある方々などが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の形成

- 高齢者や障がいのある方々が住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営み、暮らしやすい地域環境となるよう、必要な生活や意思疎通支援をはじめ、医療と介護が連携したサービス提供、認知症施策の推進など「地域包括ケアシステム※」の構築に向けた取組を推進します。
また、高齢者や介護する家族の不安や悩みに応えるため、地域包括支援センターの機能強化による総合的な相談支援体制の充実を図ります。
- 介護人材の確保や定着を図るため、関係機関と連携し、介護職に対する理解促進、多様な人材の参入促進、職員の資質向上、介護事業所の労働環境・処遇改善支援などの取組を総合的に推進します。
- 在宅生活を支えるサービス、特別養護老人ホーム等施設サービスなど、介護サービス提供基盤の計画的な整備を推進するとともに、サービス付き高齢者向け住宅※の適切な供給など、高齢者のニーズに応じた多様な住まいづくりを進めます。
- 高齢者や障がいのある方々、子どもなどの地域の住民と一緒に利用し、必要な福祉サービスを受けられ、コミュニティ活動の中心となる拠点づくりを進めます。
- 障がいのある方々の地域生活を支えていくため、差別・虐待の防止に向けた仕組みづくりや地域での生活を支援する拠点の整備を進めます。
- 市町村や関係機関と連携しながら、相談支援体制の充実など生活に困窮されている方々やひとり親世帯等を重層的に支えていく様々な取組を進めます。

■道民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの推進と疾病の予防

- 生活習慣病の予防の推進など生涯を通じた健康づくりのため、一人ひとりが主体的に健康増進に取り組む道民運動の推進などにより、健康寿命の延伸に向けた取組を進めます。
- 全国に比して死亡率が高いがん対策を総合的に推進します。
- 感染症の予防や発生時に適切に対応するための体制を整備するとともに、難病患者やその家族の負担軽減に向けた取組を進めます。
- 道民のこころの健康を保持・増進するため、相談・支援体制の充実を図ります。
- すべての道民が自ら歯・口腔の健康の維持増進に努めるとともに、住み慣れた地域で生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを利用できる環境づくりに向けた取組を推進します。

指 標

指 標 名	現 状 値	目 標 値
● 全道の医療施設に従事する医師数 (人口10万人当たり)	230.2(h26) <全国平均値 233.6人>	→ 全国平均値(r7)
● 北海道福祉人材センターの 支援による介護職の就業者数	130人(H26)	→ 230人(R7)
● 健康寿命	男性 全国第25位 71.11年(h25) 女性 全国第26位 74.39年(h25)	→ 健康寿命を 延伸させる(r7)
● 特定健康診査受診率	36.4%(H25)	→ 70.0%(R7)

関連するSDGsの目標



(3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承

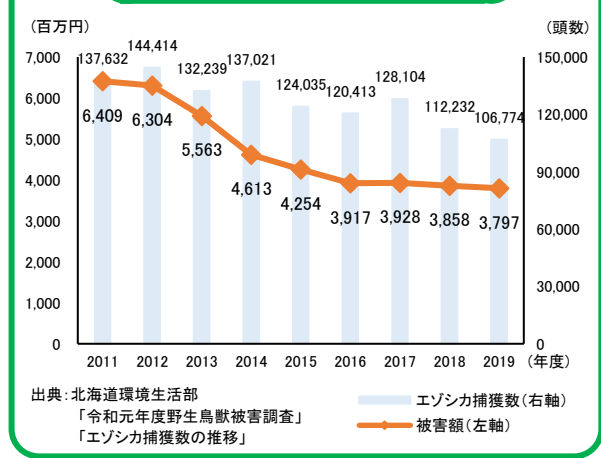
将来像 ③ 環境

現状・課題

・ 本道の豊かな自然環境は、優れた観光資源や基幹産業である農林水産業の基盤となっているが、過度な開発行為や動植物の乱獲などにより、多くの生物が絶滅の危機に瀕している状況にある。また、その一方で、急増したエゾシカやトドなどの野生鳥獣や人為的に持ち込まれた外来種の分布拡大は、農林水産業への被害や人身事故の発生だけでなく、本道の生物多様性の保全にも悪影響を与えるなど、大きな脅威となっている。

・ 近年、道内においても、水源周辺における土地取引が確認されており、一部に利用目的が明らかとなっていないものも含まれている。

エゾシカによる農林業被害金額及びエゾシカ捕獲数の推移



政策の方向性

■豊かな自然の価値・恵みの保全と次代への継承

- 本道の自然公園や自然環境等保全地域、知床世界自然遺産[※]、ラムサール条約湿地[※]など、優れた自然環境の価値を見つめ直し、本道の貴重な資産として後世につなげるため、その保全や適正利用を促進します。
- 生活環境や生態系の保全、水源の涵養や二酸化炭素の吸収などの公益的機能[※]を発揮するための持続可能な森林づくりや、生態系や景観に配慮した川づくりなどに取り組みます。
- 健全な水循環の確保の視点に立って、本道の貴重な財産である水資源の保全のため、水源周辺の適正な土地利用の確保に取り組むとともに、安全で安心な水の効率的・持続的な利用に取り組めます。
- 大気・水環境や化学物質などについての継続的な調査・監視や発生源対策などにより、安全・安心な地域環境の保全を進めます。

■人と自然・生き物が共生する社会づくり

- 本道の生物多様性が将来にわたって保全され、人と自然・野生生物・ペットが共生できる社会づくりに向け、野生生物の生息・生育環境の保全に配慮した取組や、自然への理解を促進するための取組、動物の愛護及び管理の取組を推進します。
- エゾシカ、ヒグマ、トドなどの野生鳥獣の適正管理やアライグマなどの外来種の防除を行い、生態系や農林水産業、生活環境などの被害防止対策に取り組めます。
- エゾシカ肉を北海道産ジビエ[※]としてブランド化するなど地域資源としての有効活用に取り組めます。

指標

指標名		現状値	目標値(R7)
● 環境基準達成率	大気汚染	100%(H25)	100%
	水質汚濁	91.6%(H26)	100%
● エゾシカ個体数指数	東部	144(H26)	50~25
	西部	253(H26)	150~75

関連するSDGsの目標



(4) 環境負荷を最小限に抑えた持続可能な社会の構築

将来像 ③ 環境

現状・課題

- ・ 本道は、積雪寒冷・広域分散型の地域特性から、暖房や自動車の使用などにより家庭部門、運輸部門の温室効果ガス[※]排出割合が高く、道民一人当たりの排出量は全国平均よりも多くなっている。
 - ・ 本道は、豊富で多様な再生可能エネルギー[※]のポテンシャルや全国の22%を占める森林があり、「ゼロカーボン北海道[※]」の実現に向けては、それらを最大限活用していく必要がある。
- ・ 道内市町村におけるごみの総排出量は、2018(平成30)年度は約188万トン、道民一人当たり969g/人・日となっており、ここ数年は横ばいとなっている。また、同年の産業廃棄物の処理状況は、排出量のうち、再生利用率は57%、最終処分率は2%となっており、業種別に見ると、農業と建設業の再生利用率が高く、再生利用量の83%を占めている。

政策の方向性

■ 多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化[※]

- 脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換に向け、道民一人ひとりの意識転換や行動変容を促す取組を進めるとともに、エネルギー効率の高い設備・機器の導入により、徹底した省エネに取り組めます。
- 脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けて、行政、学校、事業者、地域社会などが一体となって、子どもから大人までの学習・教育機会の創出を図るほか、様々な分野において環境・経済・社会の統合的な向上を牽引する人材育成を促進します。
- 地産地消を基本とした水素サプライチェーン[※]の構築や、災害など非常時でも日常生活や産業活動が継続して営むことができる水素を利用した脱炭素型の地域づくり及び関連産業の創出、育成・振興を推進するなど、地域資源を最大限活用し、地域の脱炭素化と経済の活性化、レジリエンス[※]向上の同時達成をめざす「地域循環共生圏[※]」の創造を促進します。
- 道民や事業者など様々な主体による太陽光・風力・バイオマス[※]などの再生可能エネルギーの導入拡大や次世代自動車の普及を促進するとともに、快適性・健康性の向上、防災・減災性能の向上にもつながるZEB[※]、ZEH[※]の普及など建築物の脱炭素化、クリーン農業・有機農業などの環境保全型農業の取組の推進、スマート農業[※]の加速化、生産基盤整備の推進等による農業の脱炭素化を促進します。
- コンパクトなまちづくりや物流の脱炭素化を進めるとともに、環境と経済が好循環するグリーン社会の実現に向け、北海道の特徴や優位性を活かしたイノベーションの実現・展開、ESG投資[※]の普及拡大に取り組むとともに、脱炭素ビジネスの創出を図ります。

■森林等の二酸化炭素吸収源の確保

- 森林による二酸化炭素吸収量の確保に向けて、間伐や伐採後の着実な再造林など適切な森林の整備・保全を推進します。
- 建築物等での炭素の固定や化石燃料の代替による二酸化炭素の排出抑制に向けて、道産木材の利用や木質バイオマス[※]のエネルギー利用を促進します。
- 農地及び草地土壌における炭素貯留に資するため、たい肥や緑肥などの有機物の施用による土づくりを進めるとともに、土づくりを基本とするクリーン農業・有機農業などの環境保全型農業の理解促進とさらなる取組の拡大を推進します。
- 都市公園、街路樹等の整備など都市の緑地の保全や都市緑化を推進し、あわせて都市近郊の緑地を保全するほか、水辺の再生等による水と緑のネットワークを創出します。

■気候変動の影響への適応策の推進^(注1)

- 猛暑や大雨など気候変動により想定される災害、食料、健康などの様々な面での影響に対処し、その影響を回避・軽減する取組を進めるため、関係機関と連携を図りながら、「産業」、「自然環境」、「自然災害」及び「生活・健康」の4つの分野について重点的に取り組むとともに、情報収集や普及啓発等を行うことにより、気候変動への適応策を推進します。
- 「気候変動適応法」に基づき設置した「北海道気候変動適応センター」を拠点として、必要な情報の収集、整理及び分析を行うとともに、道民、事業者及び行政機関などに向けて必要な情報の提供や技術的助言を行います。

■北海道らしい循環型社会の形成

- 3R[※]のうち、特に2R(リデュース、リユース)のより一層の推進、リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興を図ります。
- バイオマス[※]の利活用システムの構築や施設整備を促進するとともに、利活用技術の研究開発、利活用に関する普及啓発などを進めます。
- 市町村への助言や優良な産業廃棄物処理業者の育成、関係者と連携した不法投棄等防止対策に取り組むことにより、廃棄物の適正処理を推進します。

指 標

指 標 名		現 状 値	目 標 値(R7)
●	温室効果ガス [※] 排出量	7,250 万 t-CO ₂ (H24)	➡ 5,544 万 t-CO ₂ 以下
●	森林吸収量 ^(注2)	840 万 t-CO ₂ (R1)	➡ 644 万 t-CO ₂ 以上
●	循環型社会の形成状況	循環利用率	➡ 17.0%以上
		廃棄物の最終処分量	➡ 82 万 t 以下

(注1)「■気候変動の影響への適応策の推進」に関連する指標について
 ・気候変動の影響への適応策に関する取組の効果を把握・評価する手法は、国際的にも確立されておらず、国においても、現在、その開発に向けた検討を行っていることから、現時点では指標を設定しないこととし、評価手法が確立次第、指標を設定する。
 (注2)「森林吸収量」の目標値が、現状値と比較し減少している理由
 ・道内の森林の現況は、年齢の高い樹木が多くを占めており、今後は森林が吸収できる二酸化炭素量の減少が見込まれることから、再造林対策を講じることで、対策を講じない場合よりも森林吸収量の減少を抑制することを目指し、目標を設定。

関連するSDGsの目標



(5) 道民生活の安全の確保と安心の向上

将来像 ② 安全・安心

将来像 ④ 北海道
ブランド

将来像 ⑤ 経済

将来像 ⑦ 地域

現状 課題

- 道内の交通事故は、指導取締りや交通安全啓発が功を奏し、発生件数・死者数・傷者数ともに減少傾向にあるが、こうした中、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高い状況にある。また、飲酒運転や速度違反を伴う交通死亡事故も後を絶たない状況にある。

北海道内の交通事故死者数の推移

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
死者数(人)	200	184	169	177	158	148	141	152	144
うち高齢者(65歳以上)(人)	85	97	75	96	83	76	79	83	68
全体に占める高齢者割合(%)	42.5	52.7	44.4	54.2	52.5	51.4	56.0	54.6	47.2

出典：北海道環境生活部「交通安全緑書」

- 刑法犯の認知件数は、2003(平成15)年以降18年連続で減少しているが、検挙人員に占める再犯者の割合はおおむね横ばいで推移し、重要犯罪や子ども、女性、高齢者が被害者となる犯罪のほか、薬物に係る犯罪など、道民の安全・安心をおびやかしている犯罪が後を絶たない状況にある。また、コロナ禍により社会のデジタル化が急速に進む一方でサイバー空間の安全なくして社会の安全の確保は成り立たない状況となっている。
- 高度情報化やグローバル化などの進展により、消費生活の質や豊かさの向上にプラスになる面が増える一方、取引方法などが多様化・複雑化したため、消費者と事業者の情報格差が拡大し、知識や経験不足につけ込む様々な悪質商法が発生している。
- 安全・安心でおいしい食の一大生産地として、我が国の食料自給に大きな役割を果たしている本道の食関連産業は、本道経済を支える産業として重要な役割を担っているが、その一方で、食品への信頼を揺るがす事件・事故が発生している。
- 国際社会や国の取組と相まって、人権に関する法制度や施策には大きな進展が見られるが、依然として女性、子ども、高齢者、障がいのある方々に対する暴力や虐待が発生しているほか、アイヌの人たちや外国人など様々な分野において、人権侵害が問題となっている。
また、近年はインターネットによる人権侵害、性的マイノリティへの社会の関心の高まり、最近では、新たな感染症に関する差別や誹謗中傷など、人権を取り巻く状況も大きく変化している。
- アイヌの人たちの教育や生活などにおいて、なお道民一般との格差が見られている。

政策の方向性

■ 道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

- 交通事故を一件でも多く減らし、交通事故死ゼロをめざすため、高齢者の交通事故防止、飲酒運転の根絶をはじめ、より重点的な交通安全対策をオール北海道で推進します。
- 交通事故抑止に資する指導取締りを推進するとともに、高齢者や自転車利用者など対象に応じた交通安全教育の推進や、安全・円滑な道路交通環境の整備などを進めます。
- 犯罪のない安心して暮らせる北海道の実現に向け、重要犯罪等の徹底検挙、暴力団の壊滅や薬物事犯の根絶等の組織犯罪対策、テロの未然防止、危機管理対策の強化に取り組むほか、再犯防止対策を推進します。
また、住民の防犯意識の高揚や自主防犯活動の促進、パトロールの強化などによる総合的な犯罪抑止対策を推進するとともに、社会全体における情報セキュリティ意識の向上を図るための住民への注意喚起や関係機関、民間事業者・団体等との連携を進めるほか、治安情勢に応じた組織体制の整備や装備資機材の確保など警察活動の基盤の充実により、事案対応力の強化を図り、地域の安全を守る活動を展開します。

- 関係機関・団体と連携を図りながら、犯罪被害者等への二次被害防止、被害の潜在化解消に取り組みます。
- 近年濫用され、社会問題化している大麻をはじめとする違法薬物の撲滅に向けた取組を推進します。
- 多様化・複雑化する消費者問題に適切に対処するため、消費生活相談窓口機能や消費者教育の充実、地域ネットワークなどを通じた消費者被害の防止、商品等の適正な表示や公正な消費者取引の確保などを推進します。

■豊かな食生活を実現する食の安全・安心の確保

- 消費者に信頼される良質で安全・安心な食品の提供と豊かな食生活の実現に向け、生産から流通、消費に至る各段階での食品の安全性・信頼性の確保や農林水産業・農山漁村に対する理解促進、食育の推進などに取り組みます。

■人々が互いに尊重しあう社会づくり

- 道民一人ひとりが互いの個性や人格、多様性を尊重しながら、助け合い、支え合って暮らしていくことができる地域社会を実現するため、人権を基本に据えた道政の推進、人権尊重という基本理念の道の施策への反映と市町村等との連携、あらゆる場における人権教育・啓発の推進の3つの視点に基づき、人権に関わる取組を総合的に推進します。
- アイヌの人たちに寄り添いアイヌの人たちが抱える課題を解決し、未来志向によるアイヌ政策を総合的に推進することとし、「理解の促進」、「生活の向上」、「文化の振興」、「地域、産業及び観光の振興」、「多様な文化との交流の促進」の5つの施策を柱として、効果的なアイヌ施策に取り組みます。

指標

指標名		現状値	目標値
● 治安情勢	刑法犯認知件数	40,359 件(h26)	→ 前年実績以下(r7)
	重要犯罪の検挙率	72.7%(h26) <過去5年平均値 66.2%>	→ 過去5年平均値以上(r7)
● 消費者被害防止	地域ネットワーク組織数(累計)	52 組織(H26)	→ 74 組織(R7)
● 北海道HACCP※自主衛生管理認証制度による認証施設数(累計)		307 施設(R2)	→ 450 施設(R7)
● 人権侵犯事件数(人口 10 万人当たり)		19.9 件(h26) <全国平均値 16.9 件>	→ 全国平均値(r7)

関連するSDGsの目標



(6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立

将来像 ②安全・安心

現状 ・ 課題

- ・ 本道においても大規模な地震・津波の発生、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害の発生が予想されることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とした様々な対策を組み合わせる必要がある。
- ・ 本道の自主防災組織活動カバー率は、担い手不足などにより 2018(平成 30)年度で 59.7%と、全国平均の 83.2%を大きく下回る状況にあり、大規模災害にも対応できるよう地域防災体制を強化する必要がある。

政策の方向性

■ 防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上

- 道内でも様々な大規模自然災害の発生が危惧される中、道民及び事業者が自らの安全を自らで守る「自助」、道民等が互いに助け合う「共助」、道、市町村及び防災関係機関が実施する対策である「公助」の適切な役割分担による防災体制の構築や、防災教育の推進などによる災害に対する意識向上を図り、地域防災体制の強化や住民の防災意識の向上を図ります。
- 要介護高齢者や障がいのある方々など災害時避難に支援が必要な方々の避難誘導の体制づくりを促進します。
また、地域の防災リーダーの育成や自主防災組織結成を促進するなど、地域防災力を強化します。

■ 災害に強い地域づくりの推進

- 大規模自然災害の発生時に、住民などの避難対応を迅速に行うため、火山噴火、土砂災害、大規模津波など、災害の態様に応じた警戒避難体制、外国人等の要配慮者を含め、住民や観光客それぞれの状況に応じた災害情報の伝達及び避難誘導体制の整備・強化を進めるとともに、感染症への対策等を踏まえた避難生活環境の整備を進めます。
- 関係機関との連携による防災訓練の実施や資機材、避難路の整備、緊急時モニタリング※体制の強化など、原子力防災対策の充実、強化を図ります。

指標

指標名		現状値(H26)	目標値	
●	自主防災組織活動力カバー率	51.3%(H26) <全国平均値 80.0%>	→ R6までに全国平均値以上	
●	業務継続体制が整備されている市町村の割合	23.4%(R2) <全国平均値 23.7%>	→ R6までに全国平均値以上	
●	災害の態様に 応じた 警戒避難体制 の整備状況	避難情報に係る具体的な 発令基準の策定状況 (水害、土砂災害、 高潮災害、津波災害)	水害 86.9%(H26) 土砂災害 92.0%(H26) 高潮災害 73.1%(H26) 津波災害 98.8%(H26)	→ R6までに 100%
		常時観測火山(9火山)の ハザードマップ※策定状況	88.9%(8火山)(H26)	→
		洪水ハザードマップを作成 した市町村の割合	94.9%(H26)[法改正前] (※法改正後の現状値は 0%(H27(2015)年度))	→ R6までに 100%
		津波ハザードマップを作成 した市町村の割合	97.5%(H26)	→
		津波避難計画を作成した 市町村の割合	72.8%(H26)	→

関連するSDGsの目標



(7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮

将来像 2 安全・安心

将来像 5 経済

現状 ・ 課題

- ・ 東日本大震災の経験を通じ、我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなった。本道においても、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生、火山噴火や豪雨・豪雪などの様々な自然災害が発生しているほか、北海道胆振東部地震に伴うブラックアウトの発生など、災害リスクの高まりや災害発生時の被害の甚大化が懸念される中で、人口減少などの進行による地方都市や集落機能の低下、社会資本の投資余力の減少などにより住民生活や地域の活性化に不可欠なインフラ整備が十分に進んでいない状況にある。
- ・ 首都直下地震や南海トラフ地震の発生時に大きな被害が想定される首都圏などから遠距離にある本道は、これらの地域と同時被災の可能性が極めて低いなどの地理的優位性から、企業などのリスク分散の受け皿としての役割などが期待されている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、医療提供体制のひっ迫や外出自粛等の行動制限、また社会経済活動にも長期的かつ深刻な影響を及ぼしたことから、こうした経験を踏まえた持続可能な社会システムを構築していく必要がある。

政策の方向性

■大規模自然災害に対する北海道自らの脆弱性の克服

- 地震による建築物の倒壊や電気・水道施設などのライフラインの損壊に伴う人的・物的被害の発生を防止するため、住宅や多数の方が利用する建築物、ライフラインの耐震化を促進します。
- 避難や救急救援活動などに必要な緊急輸送道路・避難路の整備や、道路施設などの防災対策の計画的な実施と適切な維持管理を推進するとともに、暴風雪時における道路管理体制の強化や適切な除雪体制の確保を図ります。
- 火山噴火や土砂災害、大規模地震、津波、洪水などの各種災害に対応したハザードマップ[※]や避難計画の策定、指定緊急避難場所や指定避難所の指定、防災訓練の実施などの取組を促進するほか、道路施設をはじめ治水・砂防・海岸保全など防災上重要な公共施設の機能強化を図るとともに、老朽化対策など適切な維持管理を推進します。
- 災害時における非常用物資供給などに係る関係機関との連携体制や、災害拠点病院における応急用医療資機材の整備など、被災時の医療体制の強化を進めます。
- 災害時におけるエネルギーの確保のため、電力基盤の整備に向けた取組を推進するとともに、国や電力事業者、石油供給関連事業者等との連携を強化します。

■被災リスクの最小化に向けたバックアップ機能の発揮

- 今後想定される道内外の大規模自然災害に備え、首都圏などとの同時被災リスクの低さなど本道の地理的優位性を活かし、経済活動のリスク分散やサプライチェーン※の再編を重視した企業の本社機能や生産拠点、データセンター※などの移転・立地に向けた取組を促進します。
- 食料やエネルギーの供給拠点として、本道のみならず国全体の強靱化に貢献するため、いかなる事態においても安定した食料供給体制を維持するための生産基盤の整備や産地における農産物の長期貯蔵、地域の特性を活かした自立分散型エネルギーシステム※の構築・展開、送電網や情報通信インフラの整備等、災害時における食料やエネルギーの備蓄・供給など、バックアップ機能の強化に向けた取組を推進します。

■感染症に強い強靱な社会の構築

- 感染者の早期発見や、早期介入による感染拡大防止に資するための検査体制や医療提供体制の強化、保健所機能の再構築を図るなどし、感染拡大を抑制するとともに、感染者に必要な医療を提供するほか、新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、未来技術の導入も図りながら、安全・安心な社会経済活動を営むことができるよう、テレワーク※の導入、遠隔医療、オンライン学習などを推進するとともに、サプライチェーンの強靱化や持続可能な公共交通・物流の構築など、危機リスクの回避や分散化を図ります。

指標

指標名	現状値	目標値
● 緊急輸送道路上等の橋梁の耐震化率(道道)	59%(H26) [旧方針]	33%(R7) [新方針]
※新方針の現状値は0%(H30(2018)年度)		
● 住宅及び多数利用建築物の耐震化率	82%(H22)	95%以上(R7)
● リスク分散による企業立地件数	H24～H26 累計 63 件 <3年平均値 21 件>	R2～R6 累計 125 件 (R6)
● 感染症指定医療機関病床数(注3)	94 床(R2)	98 床(R5)

(注3)「感染症指定医療機関病床数」について

・感染症法に基づく感染症病床は、国が定める配置基準をもとに、98床を目標値に設定。

なお、感染の拡大により、入院を要する患者が増大し、入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合には、感染症指定医療機関に限らず、一般の医療機関においても、一般病床等も含め、一定の感染予防策を講じた上で、必要な病床の確保に努める。

関連するSDGsの目標

